［事案 2024-114］給付金支払請求

・令和 6 年 11 月 29 日　裁定終了

＜事案の概要＞

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

自分の妻が、下垂体腫瘍の病名で平成 11 年 10 月より 13 日間入院し、ガンマナイフ治療を受けたため、昭和 63 年 10 月に契約したがん保険（契約者：自分、被保険者：妻。契約①）、平成 5 年 1 月に契約したがん保険（契約者：自分、被保険者：妻。契約②）にもとづき、給付金を請求したところ、良性腫瘍であることを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。

(1) 契約時、がんが良性とか悪性とかの話はされておらず、良性の場合は給付金が出ないとは説明されていない。

(2) がん保険とは、がんと宣言されたときに速やかに給付金を支払うものであるべきである。手術をしてみなければ良性か悪性か分からない場合もあるところ、良性・悪性に関係なく患者が安心して手術を受けられるような状態を作るのががん保険である。

(3) 自分は、契約①②の約款を受領していない。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人の妻が罹患した下垂体腫瘍は、契約①②の約款所定の悪性新生物には該当せず、保障対象とはならない。

(2) 契約①②の申込書によれば、約款と一体になったご契約のしおりを受領した受領印があり、申立人は契約締結の際に約款を受領している。

(3) 契約①②のご契約のしおりと約款には、契約①②の保障対象が悪性新生物に限られることが一般消費者にも理解できる内容で明示されている。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人妻に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。